

様式第3号(第4条関係)

## 会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和7年度 第1回丹波篠山市介護保険事業運営協議会

2 開催日時

令和7年6月23日(月) 13時30分から14時45分まで

\*受付時間(13時15分から13時25分まで)

3 開催場所

丹波篠山市民センター 催事場1・2

4 会議に出席した者の氏名(敬称略)

(1) 委員

稲川なをみ、谷口弘、蔭山広明、有本貴昌、軽尾勇、前田亮子、  
熊谷進、橋元工、畑富貴枝、青木恵由、若狭信江、打越ひとみ

(2) 執行機関

保健福祉部 樋口寿広、畑岡恭子、松本ゆかり、酒井篤史、檜皮佐治生、  
吉田久仁子、松山幸己

丹波篠山市社会福祉協議会 松本ますみ、上村有紀、稲山美穂子

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

公開

7 非公開の理由

該当なし

8 会議資料の名称

(資料1) 介護保険事業の状況について

(資料2) 第10期介護保険事業計画策定スケジュールについて

(資料3) 事業所の指定内容変更について

9 審議の概要

1. 開会

2. あいさつ

3. 報告事項・協議事項

(1) 介護保険事業の状況について

～ (資料1) 事務局より説明 ～

会長 説明が終わりました。意見・質疑はありませんか。

A委員 資料2ページの介護給付費について、令和6年度の実績から見て、令和7年度予算額が多く感じますが、その根拠を教えてください。

事務局 令和6年度も実績は約45億8千万円ですが、歳入は47億円余りで、1億円あまりの余剰が発生しています。その分、想定ぎりぎりでの予算は組みにくいことから、多めに予算措置をしている面はあります。特段この分野に限ってではないですが、介護医療院については、計画に基づいた予算立てをしており、その部分も若干多めの措置をしています。今後のサービス内容や種類によって給付費は増える可能性があることから、それらを加味した予算措置をしています。

A委員 歳入や基金のバランスを考慮しているという解釈でよろしいか。

事務局 そのとおりです。令和6年度は、基金の積み立てを約9,885万円追加し、現在5億9千万円程度の基金残高となっています。この傾向はおそらく、令和7年度、8年度と続くという見込みを立てています。

(2) 第10期介護保険事業計画策定スケジュールについて

～ (資料2) 事務局より説明 ～

会長 説明が終わりました。意見・質疑はありませんか。

B委員 厚生労働省の審議会からは直前にならないと結論が出ず、いつも3年目に事業所の事務職員が急いで対応しています。厚生労働省の審議会等でのようなことが検討されている等の情報をどこかの時点で結構ですので頂ければと思います。

事務局 ご意見をありがとうございます。市としても厚生労働省の各種審議会等の議論の推移については見極めていきたいと考えています。委員の皆様にも、途中経過を協議会の開催時ご提示をできるよう努めてまいります。

(3) 事業所の指定内容変更について

～ (資料3) 事務局より説明 ～

会長 説明が終わりました。意見・質疑はありませんか。

B委員 令和4年の12月に小規模多機能とグループホームを入れ替えるという提案がありましたが、補助金の関係の問題で取り下げられました。その後、今年3月に小規模多機能ホームすみよしを突然閉鎖すると言われ、今回、その閉鎖された場所へ移転という一連の流れがあり、色んな問題を投げかけられたなと感じています。

一つは、今後の地域密着型事業の運営に関して、人材不足や利用者の確保が大変難しい中で、小規模多機能型居宅介護事業所を廃止されたことに対して、また、これから業務をどう拡げていくのか、チェックしていくかということですが、もう一つは、補助金の返還や事業の廃止について、開設してからどれぐらいという基準も決まっていな中で、これを認めていくということになれば、開設して色んな事情で続けられなくなったらもう認めざるを得ないのか、補助金の返還は求めなくていいのかというような問題も投げかけていると思いま

す。もう一つは市からの地域密着型事業所に対する指導の在り方等、そういう色んなことを一連の流れでは、投げかけているように私は考えます。令和4年度の場所を入れ替える段階から、今年3月の小規模多機能ホーム廃止、今回の提案について、法人からはどのような説明や、どういう理由で今回このようなことになったというような報告がどのようにあったのか。改めて、ポイントで結構ですので教えていただきたい。それから今のグループホームの施設をどうされるのか。介護保険事業計画に載っていないグループホームが一つ増えるような申し入れがあれば認められるのかどうか。今後、補助金の返還も含めて意見とか廃止とか色んな変更があった場合に、申し出があれば、この協議会でも協議をされると思うのですが、認めざるを得ないということになってしまうのか。その辺について、何らかの条件や基準を作るべきではないかと思えます。その辺について、ポイントで結構ですので、教えていただきたい。

今回は直接関係ないですが、同じ法人が運営されている、もう一つの小規模多機能型居宅介護事業所の運営状態は大丈夫なのか。市はどのように判断しているのか。突然、廃止しますということにならないのか。その辺も含めてお聞きしたいと思います。補助金を返還しなくていいのであれば、運営が厳しくなると突然の廃止という事業所が出てくるかもしれないので、その辺、お聞きします。

事務局 補助金については、10年を経過していて、同じ厚生労働行政関連事業への転用で無償譲渡の場合は返還金が生じません。もし有償の譲渡をされた場合は返還金が生じてきたりすると思われます。今回の内容については県にも確認をしています。現在のグループホームの建物については、「今回のこの移転をきちんと進めてから、今後、何らかの活用はしていきたい」ということは聞いていますが、まだ具体的にこれと決まった事業はないようです。

B委員 令和4年の最初の審議のときに、補助金の返還をする必要はないということだったと思うのですが、なぜその時に取り下げて、今まで移転が進まなかったのか。10年経過しているというような理由も挙げられましたが、市の基準はないのですよね。例えば補助金を受けてから何年間は続ける必要があり、万がどうしてもならない場合はこれだけの補助金を返還してもらおうというような基準を設けておかないと、申出があれば全部認めなくてはならないというようなことになってくるのではないかという心配があるのですが、その辺はいかがですか。

それから、今ある小規模多機能型居宅介護事業所の経営状態は心配する必要はないのかどうか、改めて、お聞きします。

事務局 補助金については、市からの単独での持分はなく、県の補助金であることから、市は県の基準に沿って行っており、市としての基準を設けるとするのはそぐわないと考えています。

B委員 県の基準はどのようなものか。

事務局 令和4年に、事業所入れ替えについて「1回考えます」と言われたことについては、補助金を返還する、しない、ということではなく、管理者とお話をした中では、「ニーズもあり、今小規模多機能を利用されている方は大変喜んで、目標を作って計画のとおり進めているので、もう一回何とか小規模多機能で頑張ってみたいと思う」ということで、見合わされました。

その後、頑張ってこられて、今、委員が言われたように、自主努力として周知啓発を進めて来られたのか、もう少し利用者が集まるように活動されたのかという点では、目に見えてこんな宣伝活動をしておられましたとお話しすることは難しいのですが、地域の中で、どのようなサービスなのか説明する機会を設けられたことは聞いています。

しかし、結果的には利用者は増えず、従事者もなかなか集まらなかったとい

うことで、特に訪問の対応が大変困難だったということは聞いています。

市内の他の小規模多機能型サービスの事業所についても、地域密着型ということで日常生活圏域内で回っていただくことにはなっていますが、丹波篠山市は範囲が広いので、訪問活動を一日に何回も行くことが難しくなっていて、どちらかというと、通いを中心にサービスを提供されているのが現状です。

廃止された小規模多機能も、職員の関係上、なかなかきめ細やかに訪問が出来ず、職員募集をされてもなかなか人材が集まらないということで、介護職の資格を持った管理者や責任者の方々が、実際には訪問に行ったり、通いの送迎をされたりというような形で補ってこられたということも聞いています。そのような中で考えられた上で、廃止する判断をされました。

その分、そこにおられた職員をそのままもう一つの小規模多機能ホームに職員を寄せて充実すると聞いております。その小規模多機能ホームの運営が本当に大丈夫なのかという委員からのお尋ねでしたが、私たちが相談対応する中では、訪問活動は伸び悩んでいると聞いています。事業所の方も訪問が充実してくるとニーズも上がってくると言っていますので、その小規模多機能ホームがなくならないように、市としても指導、相談に対応していきたいと思っています。

事務局 県の要綱については、今、手元にないため、細かい内容についてはご説明できなくて申し訳ないのですが、県のホームページにも補助金を活用した場合の返還金等について記載していて、今回は木造の建物ですので、22年間過ぎるまでの処分については制限がありますが、補助金の返還については、補助金の返還が生じる場合として、一つ目として、10年経過後の厚生労働行政関連事業等以外への転用、無償譲渡等、二つ目として、10年経過前の転用、無償譲渡等、三つ目が有償譲渡等と挙げてあります。

それで前回、小規模多機能ホームのお話があったときは、10年を経過していなかったと思うのですが、現在、10年が過ぎていることから、今のお申し出に対しては、返還金がないものと考えます。

事務局 手元に準備していなかった県の要綱等については、本日の会議録をお送りするときに、合わせてご提供したいと思います。

B委員 今回のグループホームの建物の空いたところの利用についてはまだ決まっていないうことでしたが、何の活用もされないということなのでしょうか。

事務局 何か活用はしていきたいと考えておられるようです。立地的に坂の多い地域でもあることから、地域外に出て行きにくい高齢者や障がい者等を対象に利用していきたいと考えておられるようですが、まだ何も決まっていないうです。

会長 廃止された小規模多機能ホームを利用されていた方は、同法人の小規模多機能ホーム等、他の事業所へ変更されたと思いますが、その辺は問題等なくスムーズに変更出来たのでしょうか。

事務局 今年3月末で、小規模多機能ホームが閉鎖になっていますが、利用者5名の方については、3月に入ってから順次話を進めてこられ、最終的に同法人の小規模多機能ホームの通いの場に利用内容を変更された方と、1人は居宅介護に変更し、他のサービスを使いながら生活されていると聞いています。

B委員 補助金のことは理解できましたが、今後、移転や廃止という申し出が出された場合、何かそれを判断する基準があるのでしょうか。例えば、もう職員がどうしてもそろわないとか、利用者が増えなくて赤字だとか、このような状況が何年も続いているという理由がなければ判断が出来ないと思うのですが。移転や廃止、用途変更等、地域密着の運営主体として市で何か作っておいたほうが良いと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

例えば利用者が多いと思われる地域へ移転したいといった場合に認めてもら

えるのか。地域密着の小規模事業所ですので、そんな簡単に事業所の都合でというわけにもいかないと思うのですが、その辺についての何か基準がないと、「もう仕方ないな」で終わってしまうのではないかという気がします。その点、改めてお聞きします。

事務局 何か規則があるとか、要綱に定めているということはないです。

事業所からは事前に相談を受けて協議をし、改善できないかということも保険者として検討させてもらい、最終的にはこの運営協議会の中で皆さんの意見をいただくという流れにしています。

B委員 3月の小規模多機能ホーム廃止の時も急に廃止届が出されて、この会議を開く機会もなく、文面で報告が届いたので了解しましたが、国は、こういう理由で廃止すると、1カ月前ぐらい前までには申し出をしないと定めていると思います。

1カ月前の申し出でもなく急な申し出で、認めざるを得ないというようなことになってしまっています。届を出されたら仕方ないということではなく、何か制限する基準があるのではないですか。運営させていただく立場からすると、ものすごくその辺は気になります。補助金をいただいて、開設の目的もプレゼンさせていただいている立場からすると、運営する側もけじめをしっかり持っておかないといけないと私は思っています。そういう意味からすると、この一連の流れが何かだらだらと過ぎていく感じがして仕方ないのですが。特に、答えはないようですが。

A委員 委員の言われることはよく理解できますが、直ちに市から回答することは難しいと思いますので、次回のこの会議の中で、今言われたような判断基準について、例えば他市の例等を私たちにも見せていただいて、この場で議論すると言っても、我々が判断しないといけないので、その辺りの材料を次に出していただく方向で考えていただけたらどうかと思います。

事務局 この間、市としては、そのような対応を行ってきましたが、先ほど委員からご提言いただきましたように、他市の事例等で先進的な取り組みをしているところもあるかと思っておりますので、そのような資料を集めて皆様にお諮りしたいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

会長 普通のスーパーが急に店を閉めた等と同じように済ますことが出来ない内容のことが明らかになってきたように感じます。今、委員から提言があったように、判断材料を参考に丹波篠山市の地域密着型に関する内容を決めて改善につながるのであれば、この協議会の案件に挙げさせていただけたらと感じました。

会長 全体を通して、意見・質疑はありませんか。

C委員 地域密着型の事業所が今回のように廃止になったり、ここ数年、人員不足でデイサービスの実施曜日が減ったり、規模を縮小されたり、通所リハビリを一日利用されていたのがなくなったりしていますが、ケアマネジャーが頑張ってお何とか利用者の皆さんを振り分けて、何とかサービスをつないでいます。それは満足してつないでいるわけではなく、仕方なくという感じです。土曜日は行くことが出来ないけど仕方ないという感じで、納得する形ではなく、当てはめているだけのような状況です。これ以上、人員不足等で色んな事業所の事業が縮小していくと、本市の介護や福祉が衰退していくような気がするのですが、本当に難しいとは思いますが、人員不足の対策を何とかしていただけたらと思います。

会長 切実な現場からのご意見を含めて、これからの課題が山積しています。一番苦勞されている現場の声だったと思います。

B委員 新たに何か動きが出たようなことも聞いているのですが、兵庫医科大学の老人保健施設や定期巡回について、7月以降の方向、引き受ける事業者が出て来

られた等、そういう報告で聞けることがあれば聞かせていただきたいと思うのですが、今のところ報告できるような内容はないのでしょうか。

事務局 ささやま老人保健施設も兵庫医大が担われてる他の介護サービスも合わせて、ささやま医療センターと切り離すことなく一体で経営移譲に向けた協議中です。その辺りは、市の広報でお知らせした内容から何か情報が進んだということはなく、協議中の段階です。

事務局 色々な意見をいただいて、保険者としても人材確保は重要なことだと考えています。先ほど委員が言われたとおりだと思っていますし、現場にいると私たちも実感しています。人材が揃って、行きたい時に、ヘルパーであれば来てほしい曜日に利用できることが一番いいと思っていますので、今日集まっている委員の皆様にも、住民としてはどうしたらいいのだろう、介護を受けている者としてはどうしたらいいのだろうというようなご意見をいただきたいと思います。私たちが思いつくような人材確保への対応は本当に小さなことだと思います。皆様の中でも、補助金などがあればと思われるかもしれませんが、そういうわけにいくものでもないので、ぜひ色々な立場から、どうしたらいいのか、ご提案頂けたらと思っています。次の協議会で、このような方法はどうかというようなことや、住民の立場であればこんなことができるのではないかと、事業所の方ではこんなことができるのではないかとというようなことを教えていただきたいと思っています。

事務局 委員からご意見のありました補助金の関係については、ご説明申し上げたように、建物の構造や用途、移転先がどこに移転するのか、有償か無償かによって、その補助金の返還の義務が生じるか生じないかというのは決まっています。

本来、国の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律があり、県もそれに基づいて要綱を作り、補助金の交付をしていると思うのですが、そのような詳細を本日準備できておりませんので、資料については別途、各委員にお送りさせていただきたいと思います。

併せて、移転や廃止の基準等についてもあまり準備ができていなかったもので、ご提言いただいたように、各市の状況等を確認し、資料をお送りさせていただきたいと思います。

#### 4. 閉会